

事 務 連 絡

平成12年12月25日

地方入国管理局長 殿

地方入国管理局支局長 殿

法務省入国管理局入国在留課長 稲 見 敏 夫



出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の在留資格「投資・経営」の上陸許可基準に係るガイドライン策定の背景及びその運用について（通知）

標記ガイドラインについては、本月25日付け法務省管在第4135号通達をもって、新規事業を開始しようとする場合の年間投資額について通達したところですが、同ガイドライン策定の背景及びその運用を別紙のとおり通知しますので、本信接到次第速やかに実施願います。

なお、「入国・在留審査実務の手引」の改訂については、別途通知します。

おって、管下出張所長に対しては貴職から通知願います。

本信写し送付先 入国者収容所

(別紙)

在留資格「投資・経営」の上陸許可基準第1号口及び第2号口に規定する
規模要件に係るガイドラインについて

1 背景等

(1) 現行の取扱い等

基準省令第1号口及び第2号口においては、投資・経営活動を行うに当たり、本邦に居住する2人以上の常勤職員が従事して営まれる「規模」であれば、必ずしも2人以上の常勤職員を雇用することが適合要件となるものではないが、各地方入国管理局等においては、実務上2人以上の雇用を要件とする運用を行っていたことを踏まえ、本年2月29日付け法務省管第748号通知「在留資格『投資・経営』に係る上陸許可基準の運用等について」により、当該「規模」に係る運用については、2人以上の常勤職員の雇用がない場合であっても、事業が2人の常勤職員が営まれる程度の規模であって、かつ、安定的・継続的に運営されると予見され、又は運営されていると認められる場合には本省進達の上で許可を決定している。

(2) 各種会議等における要望

韓国側から、OTO（市場開放問題等苦情処理推進会議）、日韓投資協定、日韓領事当局間協議等あらゆる機を捉えて、「投資・経営」に係る上陸許可基準の運用で2人以上の常勤職員の雇用を要件としていることについて、事業開始時の人件費を増大させ、事業運営を困難とさせている。また、そもそも従業員の雇用は経営者の判断に委ねられるべき等として、基準の緩和又は撤廃を求められている。

なお、韓国側要望事項は以下のとおりである。

ア 「2人以上の常勤職員が従事して営まれる規模」であれば「投資・経営」の在留資格での入国を許可するよう各地方の入国管理局に対し、その趣旨を徹底すること。

(注) 平成12年2月29日付け法務省管第748号（「在留資格「投

資・経営」に係る上陸許可基準の運用等について（通知）」をもって、趣旨の徹底を通知済み。

イ 「2人以上の常勤職員」を雇用しない場合の「合理的な審査上のガイドライン」を平成12年中に作成すること。

2 ガイドライン設定の根拠

(1) ガイドラインの作成について、本年2月24日開催、第7回OTO専門家会合の席上において、当省から①「例えば、相当な投資をしている、あるいは、売上高があって事業運営が安定的に行い得ることが認められる場合には、これを認めるように地方入国管理局に対して指導を徹底する。」、②「基準の趣旨を地方入国管理局に徹底するとともに、新しい形態の企業に対して実用例を踏まえながら、できるだけ合理的なガイドライン、運用の基準を定めるよう努力する。」等として我が国側の意思を表示しているところ、その「実用例」をサンプリングする目的をも含め、同月29日付け法務省管第748号通知「在留資格『投資・経営』に係る上陸許可基準の運用等について」により、当該「規模」に係る運用については、2人以上の常勤職員の雇用がない場合であっても、事業が2人の常勤職員が営まれる程度の規模であって、かつ、安定的・継続的に運営されると予見され、又は運営されていると認められる場合には本省進達の上、許可を決定しているが、同通知発出以降これまで、実際に在留資格認定証明書交付申請等はなされていないことから、「実用例を踏まえながら」とするガイドラインを作成することが事実上できないものとなった。そこで、次の理由からガイドラインの投資額を決定した。

日本とアメリカ合衆国との間の友好通商航海条約においては第1条1(b)、当該国民が相当な額の資本を投下する過程にある企業を発展させ、若しくはその企業の運営を指揮する目的をもって、又は(c)外国人の入国及び在留に関する法令の認めるその他の目的をもって、他方の締約国の領域に入り、及びその領域に在留することを許されると規定されており、その米国は、国務省査証部の査証事務処理規程において、新規事業を開始する場合の投資額を5万ドルと定めている。この条約は、米国民に最恵国待遇を与えるものであり、同額と大きな差異の生じる額の設定はできないこと。

また、日本の在留資格「投資・経営」は、韓国における「商用駐在（D-7）」、「企業投資（D-8）」、「貿易経営（D-9）」の在留資格に相当するところ、同国における投資金額は5,000万ウォンとされており、このことから見て、年間500万円以上の投資額とするガイドラインは相当程度の額といえること。

- (2) 都道府県別最低賃金において最も低賃金となるのは沖縄県の4,625円／日（平成9年度）であり、これを月額に換算した場合、その額は9万2,500円（20日労働）となる。

この沖縄県の最低賃金をもって2人の常勤職員を雇用した場合、経営者等の報酬分も含めれば、その総額は年間333万円となるが、この333万円に基準省令上の要件とされている事業所の確保に係る経費として年間約120万円（10万円／月）、更に事務機器、物品費、事務所維持費等当面の経費が必要となることから、これらを合算すると概ね500万円となり、このことから相当程度の額といえること。

3 運用

新規事業を開始しようとする場合は、次の(1)～(3)について投資されている額が500万円以上であり、かつ、500万円以上の投資額が継続して維持されることが確認される場合において、基準省令にいう「当該事業がその経営又は管理に従事する者以外に二人以上の本邦に居住する者（法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）で常勤の職員が従事して営まれる規模のものであること。」に適合するものとして取り扱うこととする。

(1) 事業所の確保

当該事業を営むための事業所として使用する施設の確保に係る経費。

(2) 雇用する職員の給与等

常勤、非常勤を問わず、当該事業所において雇用する職員に支払われる報酬に係る経費。

(3) その他

事業所に備え付けのための事務機器購入経費及び事業所維持に係る経費。